

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成24年10月19日		
2 監視員	廃棄物リサイクル課 熱海市まちづくり課		
3 業者氏名			
4 所在地	熱海市伊豆山		
5 立会者			
6 現地の状況	と伊豆山C工区で、(C工区と赤井谷をから購入した地主)から、今後の土地の修復計画を聞いた。		
土地修復計画の概要は以下のとおり。			
赤井谷の土砂流出防止工事、市水道施設上部土砂流出防止工事、宅地造成工事、グラウンドの造成工事を順次行ないたいとのこと。			
C工区にが残した廃棄物については、再三に撤去を要請したが撤去作業は行なわれることはなかったので、自己が管理する廃棄物として廃プラと木くずは処理業者で処分するつもりだが、がれき類については出来る限り有効に活用したい意向があるとのこと。			
現在が考えているC工区に残されたがれき類の利用法は以下の模様			
①ロックフィルダム 赤井谷残土処分場の土砂流出防止のための石造りのダムの造成に利用			
②市水道施設上部の土砂流出防止工事 降雨時沢のようになる市水道施設上部の土砂流出防止のため降雨時河底となる部分に荒く割ったコンクリ片を敷き詰める			
改修計画の説明の途中、他者が残した廃棄物なので、処分業者で適正に処理してほしい旨説明したところ、から、「がれきは碎かずにそのまま使う」や「行政が協力しないなら伊豆山の土地は塩漬にし他の土地に資本をかける」や「約定規の事しか言えないのなら早く行政が撤去されれば良い」等の発言があった。 (本意でなく、個人の資金で作業を行なうと言っている者に対し、約定規の返答をするだけではなく「これなら利用できる」等解決に向けて前向きな意見を出してみるという皮肉と思われたが)			
修復計画は関連会社に作らせ11月末には関連機関に示す予定とのことだった。 同行したの意見は、本人の性格から、やる気が出ているときに、どんどん進めていったほうが良いのではないかとのことだった。			
<今後の対応> 本日の説明を聞く限り、40-0サイズ以上の破碎がれきを使う想定で計画を立てているものと思われた。 11月末に修復計画が示された後、必要な助言・指導を行なうこととなるが、あらかじめ40-0以外の破碎がれき(具体的には碎石では100-0 200-0のぐり石として流通しているサイズ)の利用の可否について、廃棄物リサイクル課と協議しておきたい。			

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他	
	その他				
建設業	多量排出事業所			し尿処理施設	
	その他			ごみ処理施設	焼却
特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設			その他	
埋立地を有する事業所				その他処理施設	
	その他		○		
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎ 産業廃棄物処理施設	
	特管物			許可対象 中間処理施設	
	中間処分	特管物以外		最終処分 安定型	
	特管物			管理型	
	最終処分	特管物以外		遮断型	
	特管物			許可対象外 中間処理施設	